

成果物検収確認書

1. 本確認書の目的

本確認書は、スリープウェル株式会社が提供する被験者データ処理の成果物について、お客様が受領時に確認すべき検収内容を定めるものです。

お客様は、契約書、見積書、解析依頼書（被験者情報ファイル、解析条件決定ロジック等）、納品メールその他スリープウェル株式会社が提示する書面または電磁的方法により確認できる内容に基づき、本確認書に従って成果物の検収を行うものとします。

2. 検収の対象

検収の対象は、スリープウェル株式会社がお客様に提供する以下の成果物のうち、契約書、見積書、解析依頼書（解析条件、解析対象期間等の指示）、納品メール等に記載または表示されたものとします。

- ① 被験者データの解析結果（睡眠解析レポート：pdf）
- ② 睡眠段階、睡眠指標その他の算出結果（結果一覧表：xlsx）
- ③ 周波数解析データ（オプション：txt）
- ④ その他、スリープウェル株式会社が成果物として指定した資料またはデータ
- ⑤ 匿名加工情報*（上記①-④に関する匿名加工後のデータ）

*契約書上、匿名加工情報の作成・提供に関する条項を含む場合に限る。

3. 検収内容

お客様は、成果物の受領後、契約書に定める検収期間内に、以下の事項を確認するものとします。

区分	確認内容
成果物の受領確認	契約書、見積書、解析依頼書、納品メール等に記載された成果物が受領できていること
ファイル確認	提供されたファイルが開封または閲覧可能であり、明らかな破損、欠落、文字化け等がないこと
対象データ確認	解析対象となる被験者データ、測定日、解析対象期間等が、依頼内容と明らかに相違していないこと
解析条件確認	解析条件、解析区間、除外区間等が、お客様から指定された条件または合意された条件と明らかに相違していないこと
出力項目確認	合意された出力項目、指標、レポート、データ形式等が含まれていること
形式確認	PDF、Excel、CSV、txt その他合意された形式で提供されていること
個人情報等の確認	成果物に、契約内容または依頼内容に反して明らかに不要な個

成果物検収確認書

	個人情報等が含まれていないこと
匿名加工情報の確認	匿名加工情報が成果物に含まれる場合、契約書および関連書面に定める範囲で提供可能な状態であること

4. 検収範囲

本検収は、成果物の受領時点における、成果物の有無、ファイルの開封可否、出力形式、出力項目、解析対象、解析条件その他合意内容との明らかな不一致の有無を確認することを目的とするものです。

本検収は、解析結果の医学的評価、臨床的有用性、研究結果の解釈、統計学的結論、仮説の妥当性、製品効果の有無その他専門的判断をスリープウェル株式会社が保証するものではありません。

また、本検収は、測定データ自体の品質、測定環境、被験者の装着状態、測定中の行動、外部ノイズ、電極状態その他お客様または被験者側の事情により生じるデータ品質上の制約を、スリープウェル株式会社の契約不適合として扱うものではありません。

5. 不合格となる場合

お客様は、検収の結果、以下のような事由を発見した場合、契約書に定める期間内に、理由を記載した書面または電磁的方法により、スリープウェル株式会社へ不合格の通知を行うものとします。

区分	例
成果物の不足	合意されたレポート、データ、解析結果等が提供されていない場合
ファイル不備	ファイルが開けない、破損している、明らかな文字化けがある場合
対象データの相違	依頼対象と異なる被験者データ、測定日等について解析されている場合
解析条件の相違	合意された解析条件、解析区間、除外条件等と明らかに異なる条件で処理されている場合
出力項目の不足	合意された指標、項目、形式、データ種別等が欠落している場合
明らかな処理誤り	成果物の内容に、通常確認により判別可能な明らかな転記ミス、集計ミス、対象ファイルの取り違え等がある場合
匿名加工情報の不備	匿名加工情報を含む契約の場合において、契約内容に反して匿名加工情報が提供可能な状態となっていない場合

成果物検収確認書

6. 不合格に該当しない事項

以下の事項は、別途明示的な合意がない限り、本検収における不合格事由には含まれないものとします。

- 解析結果がお客様の期待、仮説、研究目的または製品訴求に沿わないこと
- 睡眠状態、睡眠指標、脳波指標その他の解析結果が想定と異なること
- 被験者の睡眠状態、装着状態、測定環境、ノイズ等に起因して解析可能範囲が限定されること
- 測定データ自体に不足、欠損、ノイズ、記録不良等があること
- 医学的、臨床的、統計学的または研究上の解釈について見解の相違があること
- 成果物の利用により、お客様が期待する薬事、広告、表示、研究発表、論文化、販売促進等その他の結果が得られないこと

7. 検収結果の通知

お客様は、検収の結果、成果物に不備、不足、合意内容との明らかな不一致その他不合格事由を確認した場合、契約書に定める期間内に、理由を記載した書面または電磁的方法によりスリープウェル株式会社に通知するものとします。

お客様が契約書に定める検収期間内に試験を完了しない場合、または不合格通知期間内に不合格の通知を行わない場合、当該期間の満了時に成果物は検収に合格したものとみなします。

8. 不合格となった場合の対応

成果物が検収において不合格となった場合、スリープウェル株式会社は、不合格の理由および内容を確認のうえ、必要に応じて、再解析、成果物の修正、再納品、補足説明その他合理的な対応を行うものとします。

ただし、不合格の原因が、お客様から提供された情報の誤り、不足、変更、測定データ自体の不備、測定環境、被験者の装着状態、お客様の指示内容その他スリープウェル株式会社の責めに帰すことができない事由による場合は、この限りではありません。

9. 検収後に判明した不備の取扱い

検収後に、成果物のファイル破損、出力項目の不足、対象データの取り違え、解析条件の相違その他スリープウェル株式会社の処理に起因する明らかな不備が判明した場合、お客様は速やかにスリープウェル株式会社へ通知するものとします。

スリープウェル株式会社は、当該不備の内容を確認のうえ、契約書または別途合意された

成果物検収確認書

条件に従い、合理的な範囲で必要な対応を行うものとします。

10. 匿名加工情報に関する確認事項

本条は、契約書において匿名加工情報の作成、提供または利用に関する定めがある場合に限り適用されます。

匿名加工情報に関する検収は、匿名加工情報が契約書および関連書面に定める範囲で提供可能な状態にあること、ならびに提供方法、対象範囲、形式その他合意された事項との明らかな不一致がないことを確認することを目的とします。

なお、匿名加工情報の具体的な作成方法、加工基準、提供範囲、利用条件その他の事項については、契約書、同意書、説明文書、解析依頼書その他関係書面の定めに従うものとします。

11. その他

本確認書に定めのない事項については、契約書、見積書、解析依頼書、納品メール等その他スリープウェル株式会社が提示する関係書面の定めに従うものとします。

契約書と本確認書の内容が矛盾または抵触する場合は、契約書の定めが優先するものとします。